

令和6年度個人住民税の口座振替について

(令和6年6月20日更新)

個人住民税を口座振替で納付されている方について、
令和6年度分の個人住民税が定額減税されることに伴い、第1期分の
税額が0円になる場合があります。
全期前納(一括納付)での口座振替を登録されている方で、第1期分の
税額が0円の場合は、全期分を一括ではなく、第2期以降に期別ごとの
振り替えとなります。

定額減税についての詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

【お問い合わせ先】

神戸町役場 税務課

電話:0584-27-0173